

令和5年度における入札・契約制度の拡充

入札参加資格者名簿 R4.10～R6.9

(R4)R4.10～R5.9
(R5)R5.10～R6.9

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

1 適切なダンピング対策について

まちづくり部低入札価格調査制度における試行の終了に伴う対象金額の改正

まちづくり部が発注する電気工事及び管工事について、低入札価格調査制度の対象金額を令和2年7月から1億円以上として試行してきたが、試行期間中の対象工事の入札価格等が適正であることが確認できたことから、契約手続等の迅速化を図るため、対象金額を2億5千万円以上として実施する。

区 分	試 行 前	試行（現行）	改 正
建築一式工事	5億円以上	4億5千万円以上	4億5千万円以上
電 気 工 事	5億円以上	1億円以上	<u>2億5千万円以上</u>
管 工 事	5億円以上	1億円以上	<u>2億5千万円以上</u>

※ 建築一式工事は4億5千万円以上で改正なし。

〔実施時期〕 令和5年10月入札公告分から適用

2 技術・社会貢献評価制度における評価項目の拡充等について

建設業界における担い手の確保・育成、技術力の向上、県政等への社会貢献活動に取り組む業者を支援し、入札参加を促進するため、技術・社会貢献評価制度における評価項目の拡充等を行う。

(1) ひょうご女性活躍推進企業（ひょうごミモザ企業）の加点追加（工事、業務）

建設業における女性活躍を促進するため、既に加点対象としている「男女共同参画社会づくり協定締結」企業に加え、新たにひょうご女性活躍推進企業の認定を受けた企業（ひょうごミモザ企業）を加点対象とする。

区 分	現 行	改 正
項 目	男女共同参画社会づくり協定締結	女性活躍促進の取組
対象企業	兵庫県の男女共同参画社会づくり条例第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結している企業	① 兵庫県の男女共同参画社会づくり条例第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結している企業 ② <u>ひょうご女性活躍推進企業の認定を受けた企業（ひょうごミモザ企業）</u> ※ ①、②両方該当の場合も重複加点は行わない
加点点数	（工事）8点、（業務）1点	（工事）8点、（業務）1点
加点期間	1年間	①男女共同参画社会形成協定の締結企業 1年間 ② <u>ひょうご女性活躍推進の認定企業</u> <u>2年間</u>

〔実施時期〕 令和6年10月以降の評価に反映

(2) 兵庫県納税功労者表彰の加点終了 (工事、業務)

表彰事業の見直し等に伴い、加点対象(加点点数(工事) 8点、(業務) 1点、加点期間2年間)としてきた兵庫県納税功労者表彰の加点を終了する。

[実施時期] 令和6年10月以降の評価に反映

3 指名停止の措置要件等の改正について

県が発注する建設工事等の契約の適正な執行を確保するために実施している指名停止において、業務に関係しない不正等行為に対する措置要件を定めた県指名停止基準別表第2の8(1)の規定を中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止モデル及び国(国土交通省)の規定に準拠した内容に改正する。

区 分	現 行	改 正
兵庫県指名停止基準 別表第2 8 別表第1及び別表第2 の1から7までに掲げる 場合のほか、入札参加資 格者等が次に該当したた め、県発注に係る建設工 事等の契約の相手方とし て不適当であると認めら れるとき。	(1)入札参加資格者又はそ の役員等が禁こ以上の 刑にあたる犯罪の容疑 により逮捕、書類送検 若しくは起訴され、又 は禁こ以上の刑若しく は刑法の規定による罰 金刑を宣告されたとき。	(1)入札参加資格者又はそ の役員等が禁こ以上の 刑にあたる犯罪の容疑 により起訴され、又は 禁こ以上の刑若しくは 刑法の規定による罰金 刑を宣告されたとき。

[実施時期] 令和5年4月から適用